

反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて

財団法人年金融資福祉サービス協会では、平成 24 年 10 月 1 日より反社会的勢力を排除しこれに適正に対応するため信用保証申込手続きを行うにあたり連帯保証委託約款に暴力団排除条項を導入いたしました。

これは、保証依頼者が過去 5 年間にわたり暴力団等の反社会的勢力ではないこと、かつ、将来にわたりこれらに該当しないことを表明し保証させるとともに、当協会に対して不当要求行為をしないことを確約させ、これらに反した場合には連帯保証契約を解除させていただくこと等の措置を定めた条項です。